

法人向けインターネット接続サービス（フレッツ）契約約款

平成21年11月1日制定

平成22年10月18日改正

株式会社神戸コミュニティ・エクスチェンジ

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、この契約約款に基づき、法人向けインターネット接続サービス（フレッツ）を提供します。

### (用語の定義)

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### (1) インターネット接続サービス

この契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス

#### (2) 契約者

この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者

#### (3) 利用契約

この契約約款に基づき当社と契約者との間に締結されるインターネット接続サービスの提供に関する契約

#### (4) 契約者設備

当社のインターネット接続サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

#### (5) インターネット接続サービス用設備

当社がインターネット接続サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

#### (6) インターネット接続サービス用設備等

インターネット接続サービス用設備及びインターネット接続サービスを提供するために当社が他の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

#### (7) 技術基準等

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件

#### (8) 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### (9) アクセスポイント

契約者が自己の契約者設備を電気通信回線を介して当社のインターネット接続サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社が設置するもの

(10) ユーザ ID

パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(11) パスワード

ユーザ ID と組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

(契約約款の変更)

第4条 当社は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日以上予告期間をおいて、変更後の契約約款の内容を契約者に通知するものとします。

(合意管轄)

第5条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第6条 この契約約款（この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします。）に関する準拠法は、日本法とします。

(協議)

第7条 この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

## 第2章 インターネット接続サービス契約の締結等

### (利用契約の単位)

第8条 利用契約は、別紙に規定するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）の種類ごとに締結されるものとします。

### (利用の申し込み)

第9条 本サービスの利用の申し込みは、申込者が、必要事項を記入した当社所定の注文書を当社に提出することにより行うものとします。

### (承諾)

第10条 利用契約は、前条（利用の申し込み）に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの利用の申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。

(2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなるときまたは債務の履行が困難と想定されるとき。

(3) 申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。

(4) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人の何れかであり、入会申込の際に法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合。

(5) 申込者が、申し込み以前に当該本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。

(6) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。

### (契約者の地位の承継)

第11条 相続または法人の合併もしくは会社分割により契約者の地位を承継したものは、承継をした日から30日以内に当社所定の書面を当社に提出するものとします。

2. 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、前項（契約者の地位の承継）と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) 株式会社から持分会社へ、または持分会社から株式会社への組織変更
- (3) 契約者である法人の事業の譲渡による別法人への変更
- (4) 契約者である任意団体の代表者の変更
- (5) その他前各号に類する変更

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、その氏名もしくは法人名または住所もしくは所在地を変更したときは、変更があった日から7日以内に当社所定の書面を当社に提出するものとします。

2. 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の7日前までに当社に提出するものとします。

(利用契約の変更)

第13条 契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の書面により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第10条（承諾）各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

(契約者からの解約)

第14条 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、解約予定日の1ヶ月前までにその旨当社所定の書面にて通知するものとします。

(最低利用期間)

第15条 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とします。

2 本サービスの最低利用期間内に解約があった場合には、残余期間に対する違約金を別途申し受けます。

(当社からの解約)

第16条 当社は、第37条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第10条（承諾）の第2号、第4号もしくは第5号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第37条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。

3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解

約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

(権利の譲渡制限)

第17条 この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

第18条 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、他の電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のアクセスポイントに接続するものとします。

3. 当社は、契約者が前2項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

### 第3章 サービス

#### (サービスの内容)

第19条 本契約において契約者が利用し契約する「インターネット接続サービス」とは、当社が設置するインターネット接続装置から当社が利用する他の電気通信事業者への電気通信サービスをいいます。

契約者の本サービス利用場所から当社が設置するインターネット接続装置までのアクセス回線については、契約者の責任と費用において、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供するフレッツアクセスライン（以下、「フレッツアクセスライン」という）を利用することとし、本契約の対象外とします。

#### (サービスの提供区域)

第20条 本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、原則兵庫県内とします。

#### (本サービスの休廃止)

第21条 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に休廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなる本サービスの内容、休廃止される期日及び休止の場合には休止予定期間を契約者に対し休廃止する日の1ヶ月前までに通知します。

## 第4章 利用料金

(本サービスの利用料金)

第22条 本サービスの利用料金は、別紙に定めるとおりとします。

(利用料金の支払条件)

第23条 契約者は、本サービスの利用料金を次により支払うものとします。

2 当社は、契約者に対し、月額利用料金等を毎月1日から当月末日までの1ヶ月単位で請求するものとし、利用月の翌月初旬に請求し、契約者は、請求書を受領した月の末日までに当社が指定する金融機関等において、利用料金を支払うものとします。

3 振込みの手数料は、契約者の負担とします。

4 料金月の初日以外での利用開始又は本契約の解約若しくは解除があった場合は、月額利用料金をその暦月日数により日割り計算をします。

5 利用の一時中断等により、本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額利用料金は次のとおりとします。

(1) 第36条(利用の中止)又は第37条(利用の停止)の規定による利用の中止又は利用の停止があった場合は、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスの利用ができなかった期間中の月額利用料金の支払いを要します。

契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態連続した場合、利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限る)について、24時間毎に日数を計算し、暦月日数により月額利用料金を日割り計算した額については、契約者は、支払いを要しません。ただし、天災、事変、その他の非常事態が発生するか、発生するおそれがある際の予防のために当社又は他の電気通信事業者の電気通信設備が機能中止した場合は除きます。

(遅延利息)

第24条 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

## 第5章 契約者の義務等

(ユーザID及びパスワード)

第25条 契約者は、ユーザIDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないととも、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3. 契約者は、契約者のユーザID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

(自己責任の原則)

第26条 契約者は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

(契約者の維持責任)

第27条 契約者は、当社が設置するインターネット接続サービス用設備又は他社接続回線に接続されている契約者設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第28条 契約者は、契約者設備が当社が設置するインターネット接続サービス用設備又は他社接続回線に接続されている場合であって、インターネット接続サービスを利用することができなくなったときは、その契約者設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税 相当額を加算した額とします。

(禁止事項)

第29条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又はその支障を与えるおそれのある行為
- (2) 当社若しくは他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 不正な手段により他人の個人情報を取得する行為
- (5) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を棄損する行為
- (6) 詐欺、業務妨害、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪行為、又は犯罪に結びつくおそれのある行為
- (7) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (8) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (9) 法を逸脱した、又は、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、若しくはこれを勧誘する行為、又は悪質な連鎖販売取引等）
- (10) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (11) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、及び第三者になりすましてインターネット接続サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含む）
- (13) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又はこれを第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (14) 社会通念上受信者が嫌悪感を抱く、又は抱くおそれがある文書等を送信又は表示する行為
- (15) 不特定多数の者に対して、無断で広告、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負、仲介、又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りながら、その行為を助長する態様でリンクを張る行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(21) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(契約者の関係者による利用)

第30条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、契約者は、当該関係者が第29条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この契約約款の各条項が適用されるものとします。

## 第6章 当社の義務等

### (当社の維持責任)

第31条 当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスを円滑に提供できるように善良なる管理者の注意をもって維持します。

### (インターネット接続サービス用設備等の障害等)

第32条 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎりすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかにインターネット接続サービス用設備を修理または復旧します。

3. 当社は、インターネット接続サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4. 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### (通信の秘密の保護)

第33条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、契約者が第29条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### (個人情報等の保護)

第34条 当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて以下「個人情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2. 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの

提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

5. 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

## 第7章 利用の制限、中止及び停止

### (利用の制限)

第35条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

3. 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

4. 当社は、前項の規定により本サービスの利用の制限をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用の中止)

第36条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 当社が、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認め、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、これら以外の通信利用を中止するとき。

(3) 契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる要因となる、若しくは行為を行い、通信の制限が必要となったとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用の中止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用の停止)

第37条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

(2) 契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。

(3) 本サービスの利用が第29条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、第38条（情

報等の削除等) 第1号ないし第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(4) 前各号のほかこの契約約款に違反した場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(情報等の削除等)

第38条 当社は、契約者による本サービスの利用が第29条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第29条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。

(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(5) 第37条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します。

(6) 第16条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します。

2. 前項の措置は第26条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

## 第8章 損害賠償等

### (損害賠償の制限)

第39条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償する。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る）に対応する月額利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償する。

3. 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額算定にあたっては、第23条（利用料金の支払条件）第5項に規定した利用料金の算定方法に準じて取り扱う。

### (免責)

第40条 当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則 この契約約款は、2010年10月18日より有効とします。

別紙 法人向けインターネット接続サービス（フレッツ）メニュー

【2010年10月現在：月額費用（税込）】

フレッツ タイプ	フレッツ アクセスライン	動的 IP	固定 IP1	固定 IP8	固定 IP16	固定 IP32
フレッツ光ネクスト	ファミリー	1,890 円	9,975 円	17,850 円	35,595 円	-
	ファミリー ハイスピード	1,890 円	9,975 円	17,850 円	35,595 円	-
	マンション	1,890 円	9,975 円	17,850 円	-	-
	マンション ハイスピード	1,890 円	9,975 円	17,850 円	-	-
	ビジネス	-	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
B フレッツ	ビジネスタイプ	-	50,400 円	78,750 円	99,750 円	157,500 円
	ベーシックタイプ	8,190 円	15,750 円	33,600 円	50,400 円	-
	ファミリー100	1,890 円	9,975 円	17,850 円	-	-
フレッツ ADSL	モアスペシャル	1,575 円	6,510 円	10,290 円	25,200 円	-
	モア 40					-
	モア 24					-
	モア 12					-
	8M					-
	1.5M					-
フレッツ ISDN	ISDN	1,050 円	-	-	-	-

【2010年10月現在：初期費用（税込）】

フレッツ タイプ	フレッツ アクセスライン	動的 IP	固定 IP1	固定 IP8	固定 IP16	固定 IP32
フレッツ光ネクス スト	ファミリー	無料	3,150 円	5,250 円	5,250 円	-
	ファミリー ハイスピード	無料	3,150 円	5,250 円	5,250 円	-
	マンション	無料	3,150 円	5,250 円	-	-
	マンション ハイスピード	無料	3,150 円	5,250 円	-	-
	ビジネス	-	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
B フレッツ	ビジネスタイプ	-	3,150 円	5,250 円	5,250 円	5,250 円
	ベーシックタイプ	無料	3,150 円	5,250 円	5,250 円	-
	ファミリー100	無料	3,150 円	5,250 円	-	-
フレッツ ADSL	モアスペシャル	無料	3,150 円	5,250 円	5,250 円	-
	モア 40					-
	モア 24					-
	モア 12					-
	8M					-
	1.5M					-
フレッツ ISDN	ISDN	無料	-	-	-	-